



京丹波町森づくり計画  
わたしたちがめざす京丹波の森づくり

～ やすらぎを与え、豊かな暮らしを支える  
京丹波の森 ～

平成 25 年 4 月

京丹波町

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1	計画策定の背景.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の対象.....	2
4	計画期間.....	2
<b>第2章</b>	<b>京丹波の森の現状</b> .....	<b>3</b>
1	森づくりを取り巻く情勢の変化.....	3
(1)	国の施策の動向.....	3
(2)	木材の需給・価格動向.....	4
2	京丹波の森づくりの現状.....	8
(1)	森林の概要.....	8
(2)	森林の区分.....	11
(3)	森林整備の状況.....	14
(4)	林業経営の状況.....	16
(5)	特用林産の状況.....	17
(6)	木材活用の状況.....	17
3	町民の森づくりへの意識.....	18
<b>第3章</b>	<b>京丹波の森づくり構想</b> .....	<b>20</b>
1	森づくりの将来像.....	20
2	森づくりの目標.....	21
3	森づくりの方針.....	23
(1)	豊かで健全な森づくり.....	24
(2)	次世代へ続く経営態勢づくり.....	28
(3)	木づかいの文化づくり.....	31
<b>第4章</b>	<b>京丹波の森づくりに向けて</b> .....	<b>36</b>

## 資料

- 1 森づくり基本計画策定委員会（設置要綱、委員等名簿、審議経過ほか）
- 2 用語説明
- 3 京丹波の森づくりに関するアンケート調査報告（別冊）

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景

京丹波町は、京都府の中央部、由良川と淀川の分水嶺にあたる地域に位置し、森林率は約 83 パーセントと豊富な森林資源に恵まれている。古くから木材をはじめクリやキノコ類など特用林産物が生産され、このような林業活動が地域経済に大きく貢献してきた。

また、里山は、人びとの暮らしに必要な薪<sup>まき</sup>や炭を提供し、農地と一体となって豊かな実りを確保して生活文化を築いてきた。

このように地域の森林は、今日の京丹波町の基盤を形作った大切な資源である。

しかし、近年、木材価格の低迷などに起因して林業経営が極めて厳しくなるとともに、生活様式の変化などから森林への関心も薄くなっている。

そのため、京丹波町の森林は、健全な森林を育てるための定期的な保育作業を推進しているものの、地域産材の利用が少なく、伐<sup>き</sup>った木を使い切れないなどの状況から結果として山に人が入らず、一部では森林の荒廃<sup>かんよう</sup>が進むという状況になりつつある。

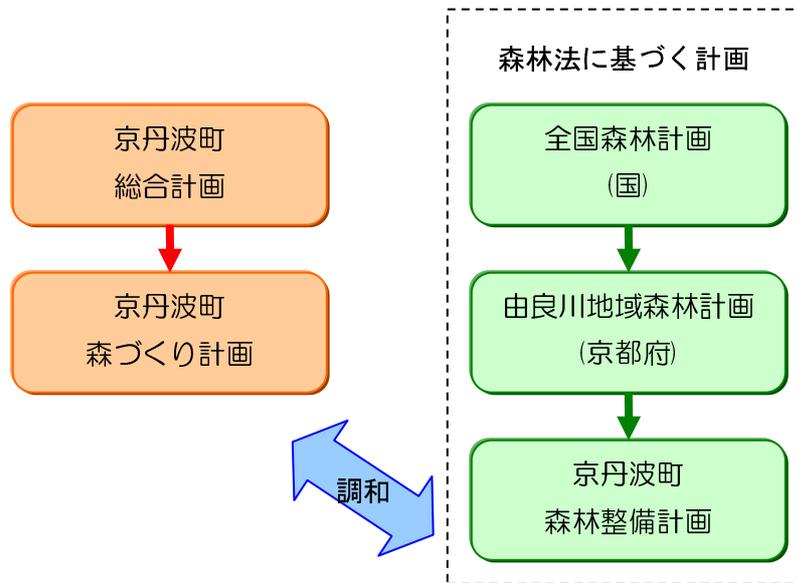
一方、地球温暖化防止や山地災害の防止、水源の涵養<sup>かんよう</sup>、自然とのふれあいや憩いの場の提供など、森林が持つ多面的機能の向上が求められるとともに、再生可能エネルギーなど森林資源の有効利用に対する期待が高まっている。

森林は、町民が将来にわたって安心と活力を持って暮らすまちづくりの基盤となるものであり、森づくりを改めて町の重要施策として位置づけるとともに、町民すべてが貴重な森林を守り育てる取組にかかわっていくことが大切である。

このような状況を踏まえ、京丹波町では、将来にわたる京丹波の森林・林業の方向性を示す「森づくり計画」を定める。

## 2 計画の位置づけ

森づくり計画は、町の最上位計画である京丹波町総合計画のもと、森づくりに関する基本的な考え方をまとめたものであり、各種施策の基本となる方針を示す。なお、他の計画との関係では、森林法に基づく計画である京丹波町森林整備計画と調和を図ることとする。



## 3 計画の対象

この計画は、町面積の約 83 パーセントを占める森林 25,067 ヘクタール（平成 24 年京都府林業統計）を対象とする。

## 4 計画期間

この計画は、50 年先、100 年先を見据えた平成 25 年度からの 10 年間の計画とし、必要に応じて見直すこととする。

本計画に定める重点的な取組については、取組内容によって短期的・中期的・長期的な実施期間を定め、以下のとおり評価し、必要に応じ見直すこととする。

### ■ 取組の評価・見直しイメージ

分類	実施期間（年）				
	1	2	3	5	10
短期的取組	●	●	●		
中期的取組			●	●	
長期的取組				●	●

注: 短期的取組の 3 年目には「評価・見直し」の吹き出しが示されています。

# 第2章 京丹波の森の現状

## 1 森づくりを取り巻く情勢の変化

### (1) 国の施策の動向

森林には、地球温暖化防止や山地災害の防止、水源の涵養、憩いの場の提供などの様々な機能があることが知られている。わが国の森林の姿が出来上がるまでには、林業を主とした人間活動が深くかかわっており、これらの多面的機能を発揮して人々の暮らしを守り、木材などの林産物を供給する森林の恩恵を受けるためには、森林の適正な整備・保全が重要である。

しかし、長期的な木材価格の低迷などによる林業産出額と林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど、わが国の森林・林業は厳しい状況にある。このような現状を打破するため、国では森林・林業基本計画を定め、「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」「林産物の供給及び利用の確保」を柱とした施策を進めている。

#### ■ 森林・林業に関する国の施策

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策		
<p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○面的なまとまりをもった森林経営の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性の高い森林計画制度の普及・定着</li> <li>・適切な森林施策の確保</li> <li>・路網整備の推進</li> </ul> </li> <li>○多様で健全な森林への誘導               <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全</li> </ul> </li> <li>○地球温暖化防止策及び適応策の推進</li> <li>○国土の保全等の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林の適切な指定・管理、効果的な治山事業の推進</li> <li>・野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進</li> </ul> </li> <li>○森林を支える山村の振興</li> </ul>	<p>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○望ましい林業構造の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ安定的な林業経営の育成</li> <li>・施業集約化等の推進</li> <li>・低コストで効率的な作業システムの整備・普及及び定着</li> </ul> </li> <li>○人材の育成・確保等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォレストラー・現場技能者等人材の育成</li> </ul> </li> </ul>	<p>3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○効率的な加工・流通体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・原木の安定供給体制の整備</li> <li>・加工・流通体制の整備</li> </ul> </li> <li>○木材利用の拡大               <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築物等</li> <li>・住宅、土木用資材等</li> <li>・木質バイオマスの利用</li> </ul> </li> <li>○消費者等の理解の醸成</li> </ul>
<p>国有林野の管理及び経営に関する施策</p>		

資料：平成23年 森林・林業基本計画の概要

## (2) 木材の需給・価格動向

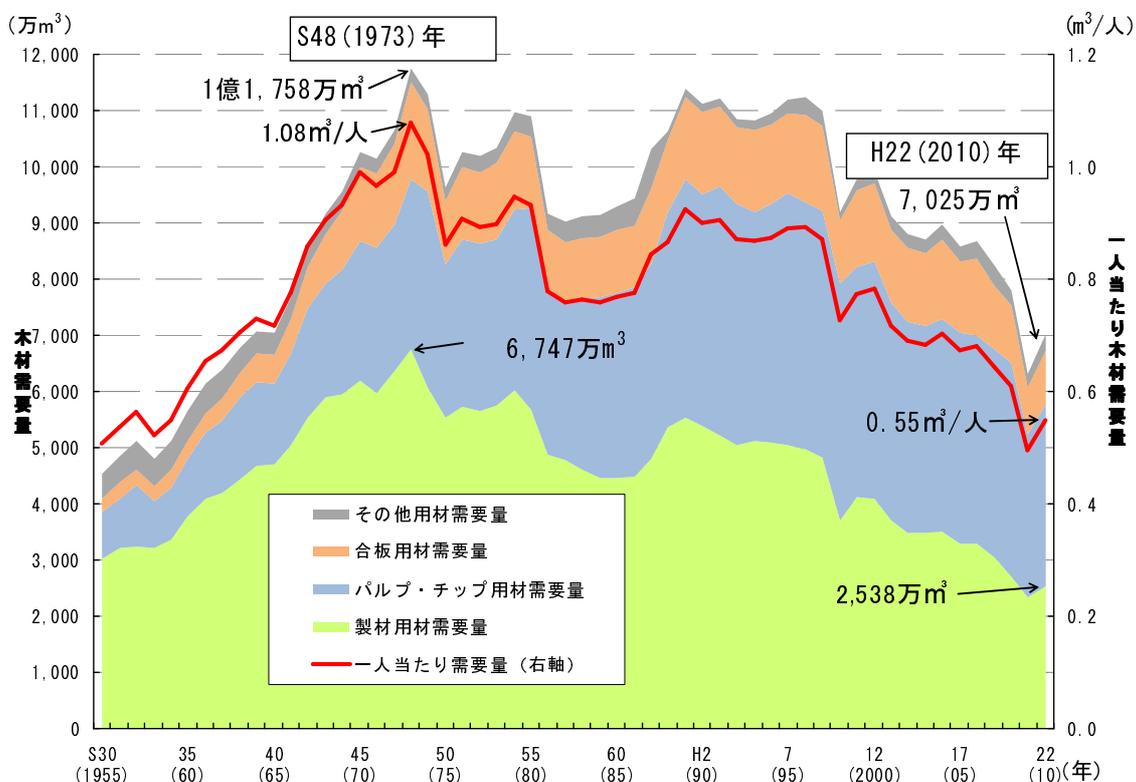
日本の森林・林業は、戦後の木材の需給・価格動向により大きな影響を受けており、京丹波町の森づくりの現状にも密接にかかわっている。

### ① 木材需要の動向

日本の木材需要は、戦後の復興を経て高度経済成長に入る昭和30年代から急速に増大、昭和48年には過去最高の1億1,758万立方メートルとなった。しかし、昭和48(1973)年のオイルショック後の景気後退に伴い、木材需要は大幅に落ち込んだ。その後需要の回復とともに増加傾向となり、昭和54(1979)年の第二次オイルショック、バブル景気などの景気動向により需要も上下を繰り返してきたが、近年は減少傾向となり、平成14年以降は9千万立方メートルを下回る状況にある。平成22(2010)年の木材需要量(用材)は、住宅着工戸数の増加等により上昇傾向に転じている。

一人当たりの木材需要量は、ピークである昭和48(1973)年の1.08立方メートルから0.55立方メートルと半減しており、わが国全体として木材利用が減少している。

#### ■ 木材需要量、一人当たり木材需要量の推移



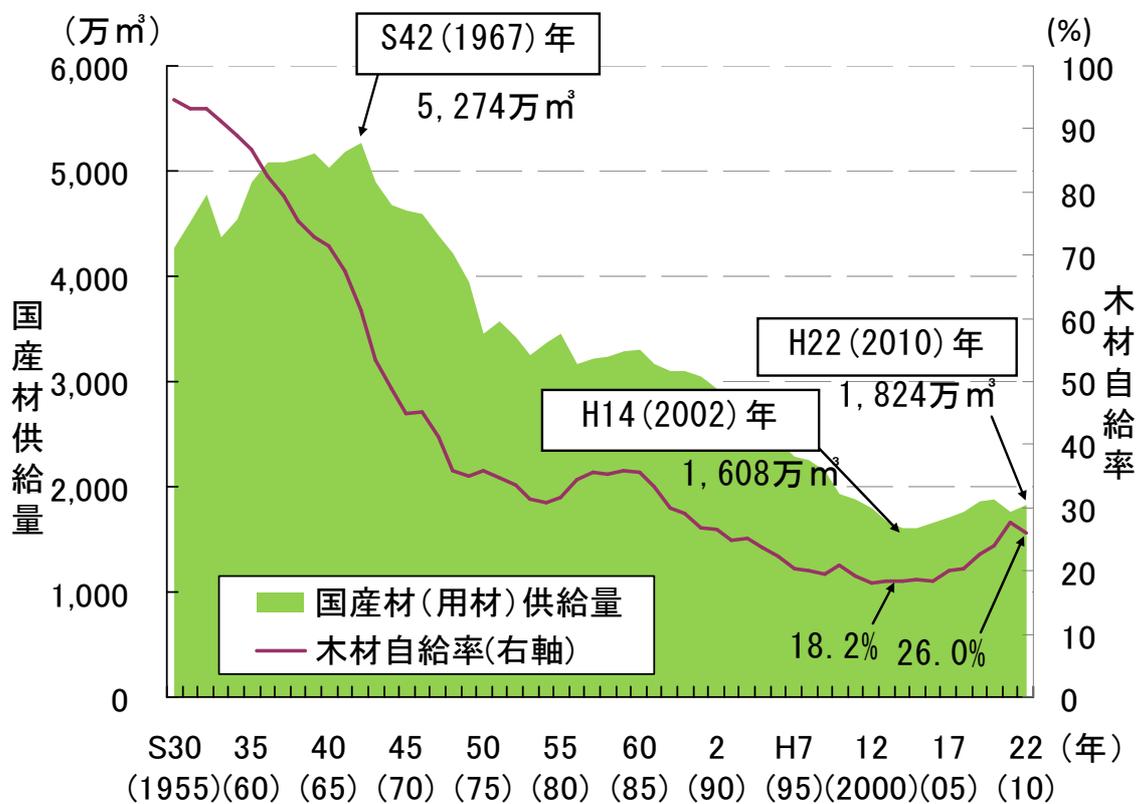
資料：平成23年森林・林業白書

## ② 木材供給の動向

木材の供給は、昭和 30 年代からの急速な需要の増大に伴い、昭和 39 (1964) 年に輸入全面自由化を実施した。その結果、急激に外材の供給量が増加し、昭和 30 年代前半に 100 パーセント近くを保持していた自給率は急速に低下。昭和 44 (1969) 年には、外材の供給量が国産材供給量を上回る状況となった。

木材自給率はその後も平成 14 (2003) 年の 18.2 パーセントまで落ち込むが、輸入の減少等により若干の回復傾向にある。

### ■ 国内材（用材）供給量、木材自給率の推移



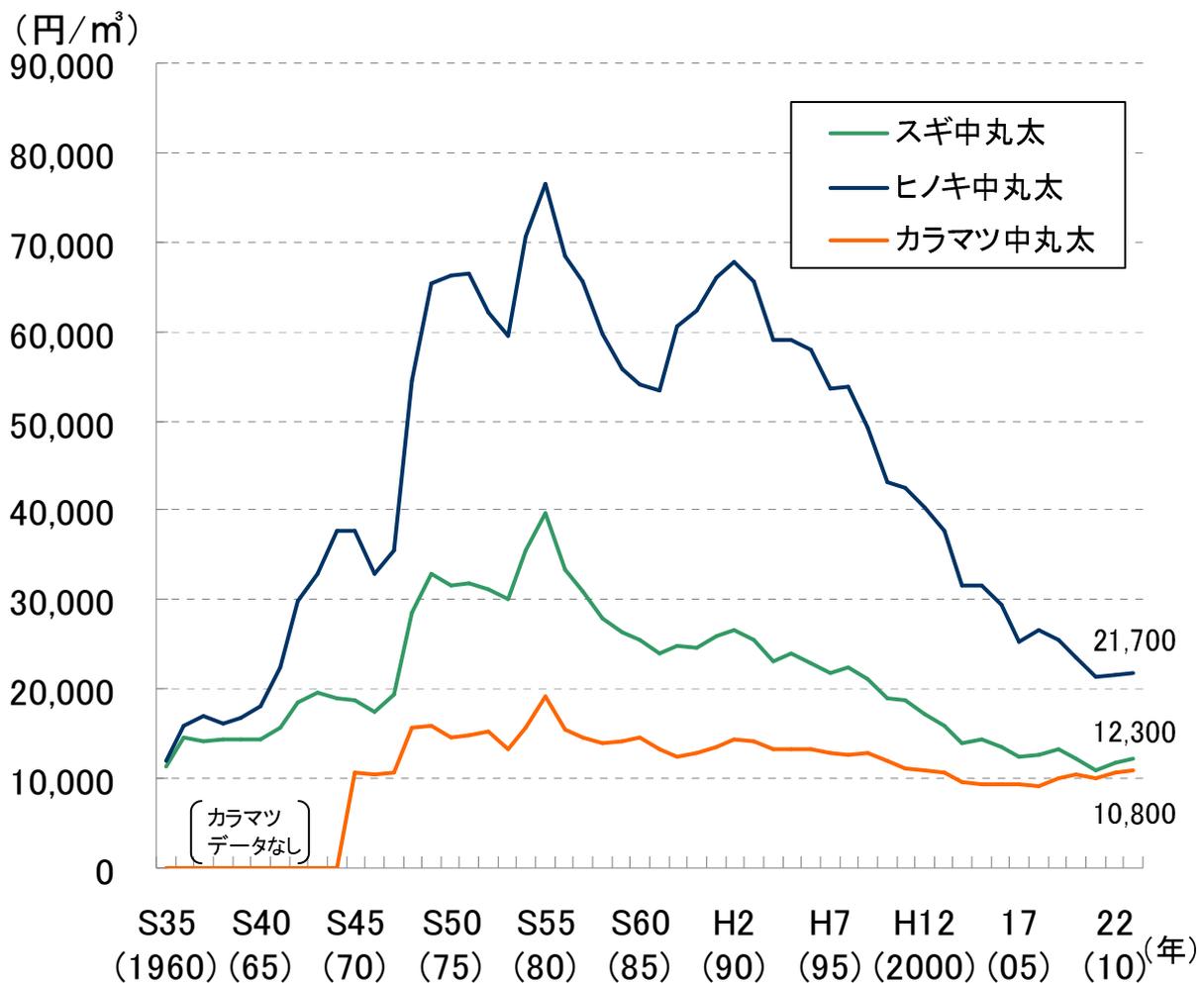
資料：平成 23 年森林・林業白書

### ③ 木材価格の動向

国産材の丸太価格は、昭和 55 (1980) 年をピークとして長期的に下落傾向にあったが、近年は横ばいで推移している。

ここ 10 年では、ヒノキ中丸太は大幅な減少、スギ中丸太も横ばい・減少傾向にあり、最近では、さらに価格が下落し、大変厳しい状況に置かれている。

#### ■ 国産材丸太価格の推移

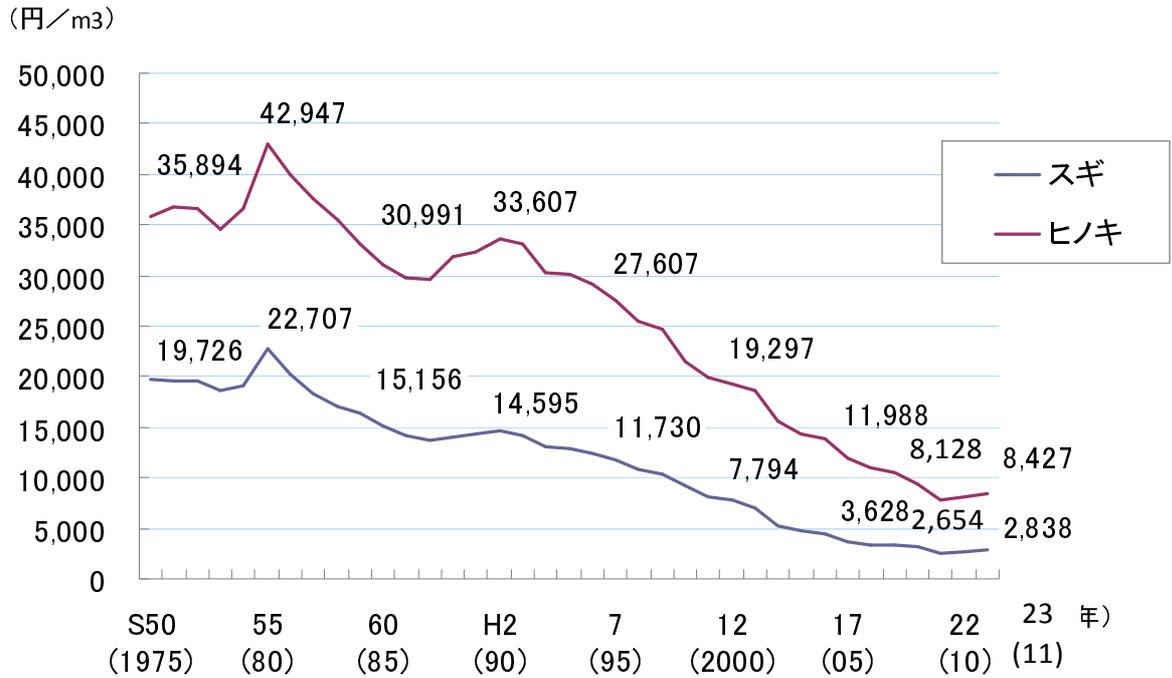


資料：平成 23 年森林・林業白書、平成 19 年木材流通統計調査

#### ④ 山元立木価格の動向

山元立木価格は、素材価格の低下に伴い、長期的に低下傾向で推移しており、ピーク時の昭和 55（1980）年の価格と比べると、スギの山元立木価格は 13 パーセント、ヒノキでは 20 パーセント程度となっている。

##### ■ 全国平均山元立木価格の推移



資料：平成 23 年森林・林業白書

## 2 京丹波の森づくりの現状

### (1) 森林の概要

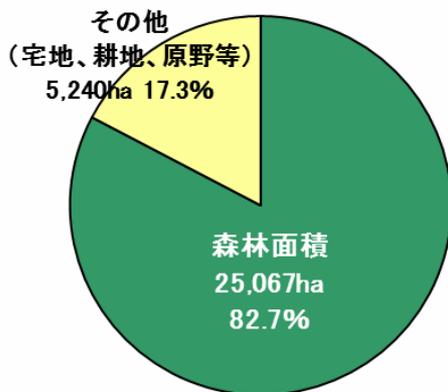
京丹波町は、町面積の約 83 パーセントを占める 25,067 ヘクタールの森林面積を有する緑豊かな町である。

森林面積の 9 割以上が公有林と私有林を合わせた民有林で構成されており、そのうち、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹が約 6 割、広葉樹が 4 割となっている。

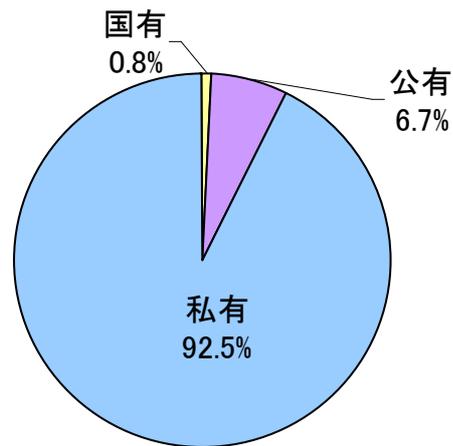
民有林のうち、人工林は約 10,000 ヘクタール（民有林の 40 パーセント）である。そのうち間伐対象森林（4～9 齢級の人工林）は約 4,800 ヘクタール、10 齢級以上の人工林が約 5,000 ヘクタールとなっており、一般に主伐対象とされる高齢級の森林が増加していく傾向にある。

地域別に見ると、和知 91 パーセント、瑞穂 83 パーセント、丹波 70 パーセントの林野率となっており、緩傾斜で天然針葉樹（マツ）が多い丹波・瑞穂地域、比較的急峻な地形で人工林が多い和知地域となっている。

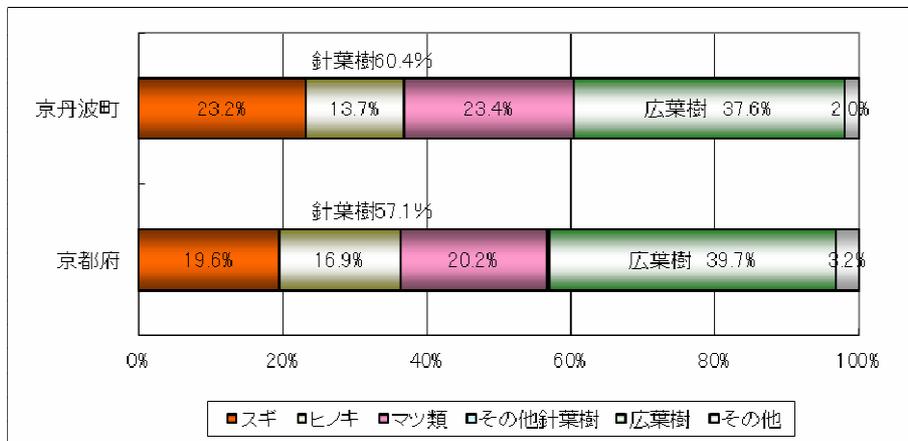
■ 京丹波町の地目別面積比率



■ 京丹波町の所有形態別比率

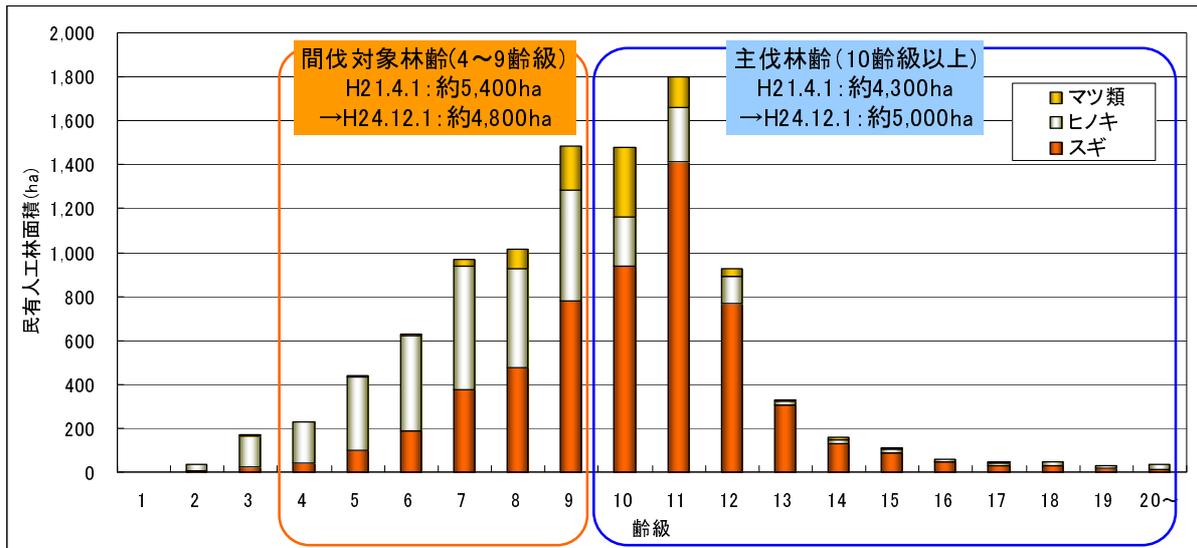


■ 京丹波町の樹種別民有林面積



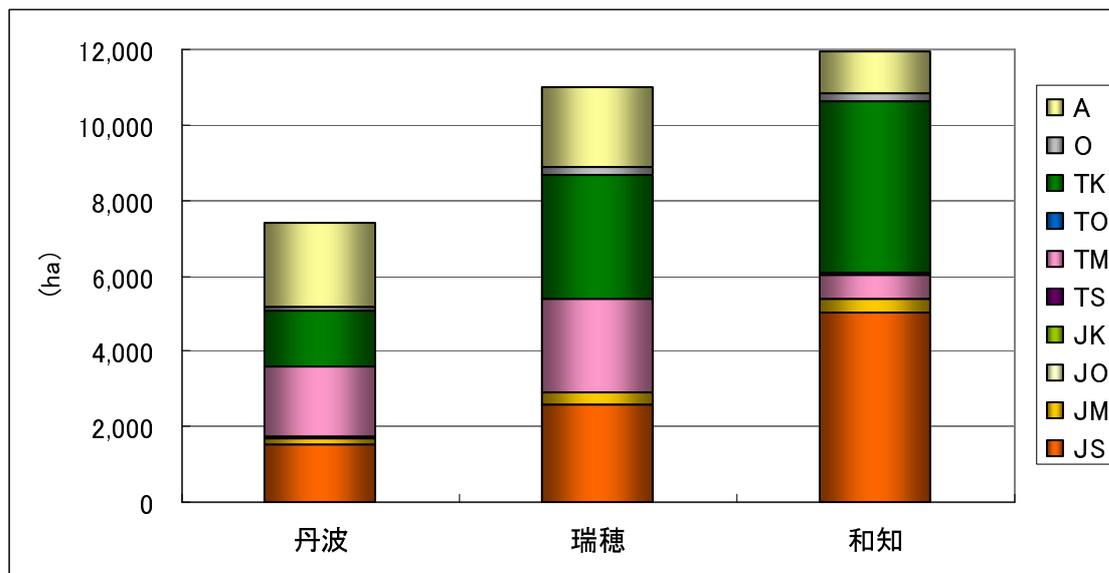
資料：平成 24 年京都府林業統計

■ 齢級別民有林面積（人工針葉樹）



資料：京都府森林簿(平成24年12月1日現在)

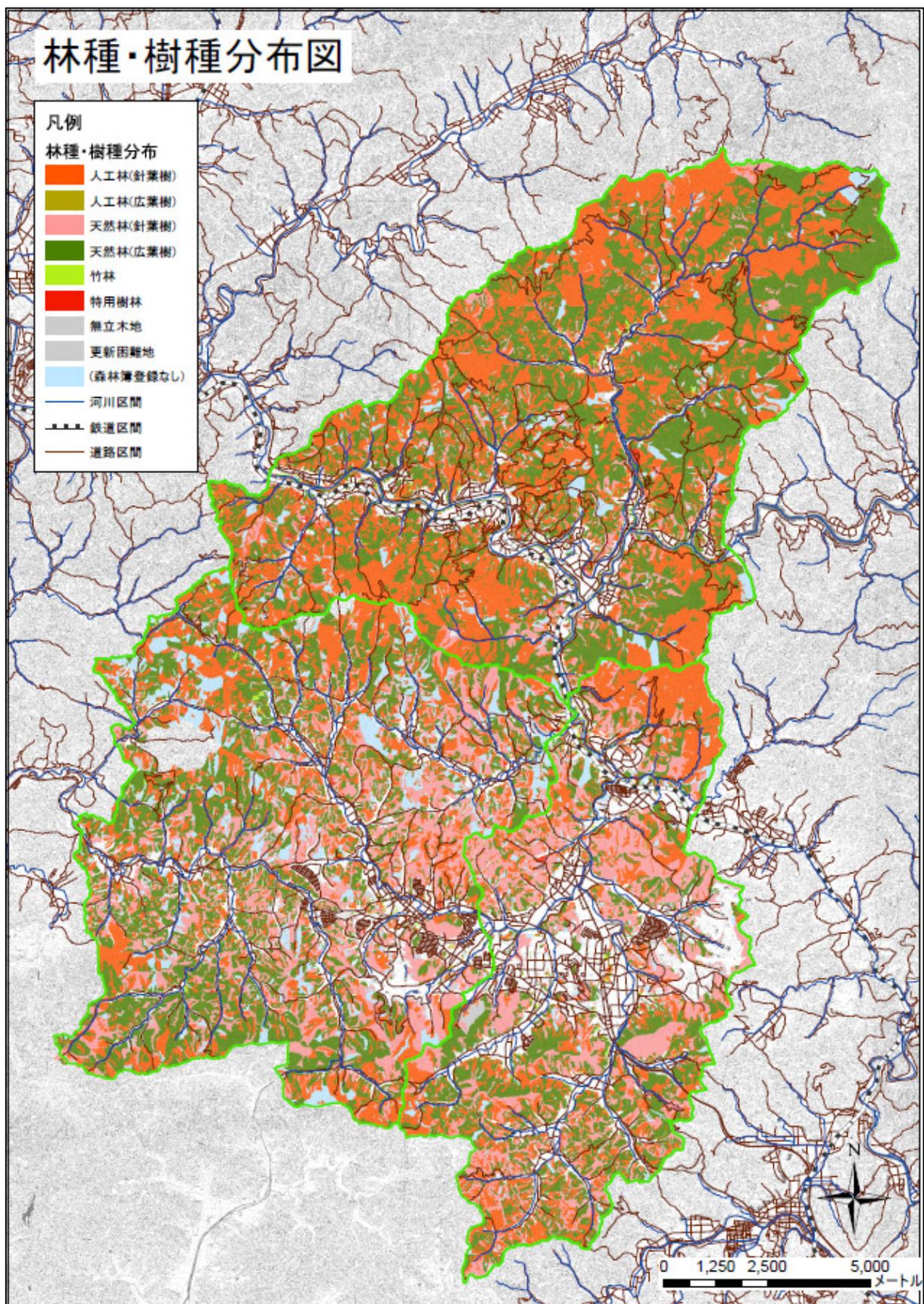
■ 地区別林種・樹種面積



JS：人工林スギ・ヒノキ JM：人工林マツ JO：人工林その他針葉樹 JK：人工林広葉樹  
 TS：天然林スギ・ヒノキ TM：天然林マツ TO：天然林その他針葉樹 TK：天然林広葉樹  
 O：その他(更新困難地、竹林等) A：森林以外(宅地、耕地、原野等)

資料：京都府森林簿(平成24年12月1日現在)

■ 林種・樹種別森林分布



資料：平成 22 年京都府森林 GIS

## (2) 森林の区分

森林の有する多面的機能として、国では七つの機能と、それぞれの望ましい森林の姿が定義されている。京丹波町においても、京丹波町森林整備計画により、各地域の森林の区分、望ましい森林の姿、施業の推進方策等が定められている。

(参考) 森林の機能と望ましい姿



資料：平成 23 年 森林・林業基本計画の概要



### ■ 京丹波町における公益的機能別施業森林等の区域（重複含む）

森林の区分	めざすべき姿	面積 (ha)
水源涵養機能	団粒構造がよく発達し、かつ、粗孔隙 <small>そこうけき</small> に富む土壌を有し、根系の発達が良好であり、複層林など樹冠のうっ閉度が高く成長の旺盛な森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設などの治山施設が整備されている森林をめざす。	7,588
山地災害防止/土壌保全機能	適正な森林整備により、下層植生が生育するための空間を確保することにより、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達した土壌を保持する能力に優れた森林を目標とし、山地災害を防ぐ施設整備とあわせ、適正な保育・間伐等により森林の能力を高め、諸被害に対する抵抗性が高い森林をめざす。	5,257
保健・レクリエーション機能	人々の憩いと学びの場となる森林をめざす。	892
文化機能	自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林をめざす。	
木材等生産機能	林道等の生産基盤が整備された森林をめざす。	24,864

資料：平成 23 年京丹波町森林整備計画

林種・樹種別に見ると、木材生産を主とするスギ・ヒノキ林、特用林産物生産が盛んな天然マツ林、保健・レクリエーション機能等が期待される天然広葉樹林で、民有林の94パーセント程度が占められている。

■ 京丹波町の民有林における主要な林種・樹種の区分

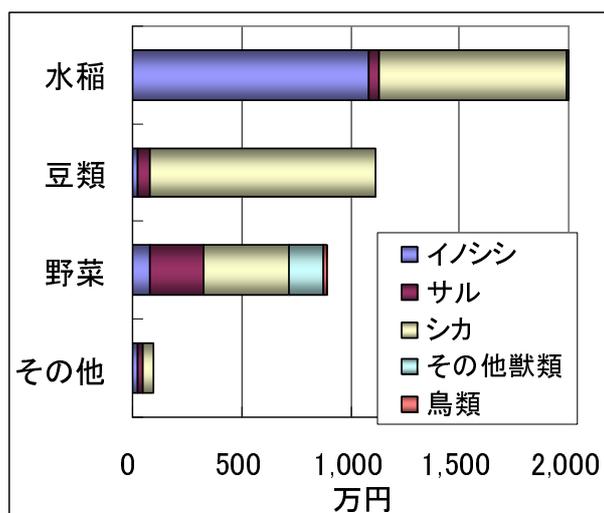
林種	樹種	面積 (ha)	民有林に占める割合 (%)	期待される主な機能	
人工林	スギ・ヒノキ林	9,145	36.8	木材等生産機能 (木材)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源涵養機能</li> <li>・山地災害防止 / 土壌保全機能</li> </ul>
天然林	マツ林	4,980	20.0	木材等生産機能 (特用林産物)	
	広葉樹林	9,337	37.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・レクリエーション機能</li> <li>・文化機能</li> </ul>	

資料：樹種別面積は京都府森林簿(平成24年12月1日現在)

スギ、ヒノキ等の人工林では、シカ等による食害・剥皮被害が発生している。また、<sup>はくひ</sup>人里に下りたシカ、イノシシ等による農作物への被害も深刻である。

マツ林ではマツ枯れが深刻化しており、特産のマツタケの生産量も減少している。

■ 鳥獣による農作物被害額



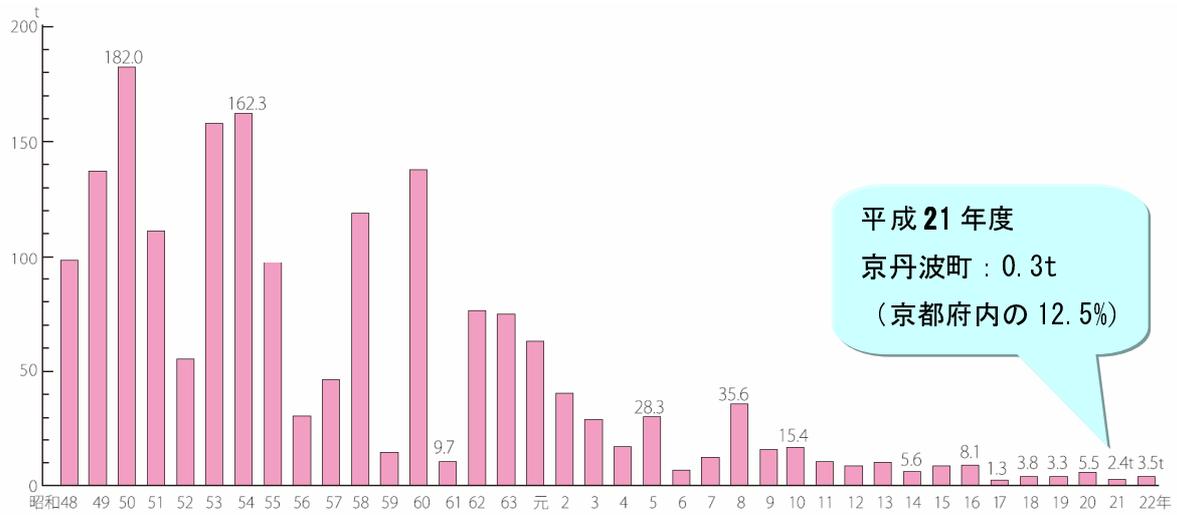
資料：平成23年京丹波町

■ シカの樹皮剥ぎ



資料：林野庁 森林における鳥獣被害対策のためのガイド(平成24年3月版)

■ 京都府のマツタケ生産量の推移



資料：京都府の森林・林業の現状（平成 23 年版）、H22 年京都府林業統計

### (3) 森林整備の状況

計画的な森林整備の取組が実施されている。現状の木材価格では伐採後の植林・保育が困難なことから、間伐・保育が施業の中心となっている。

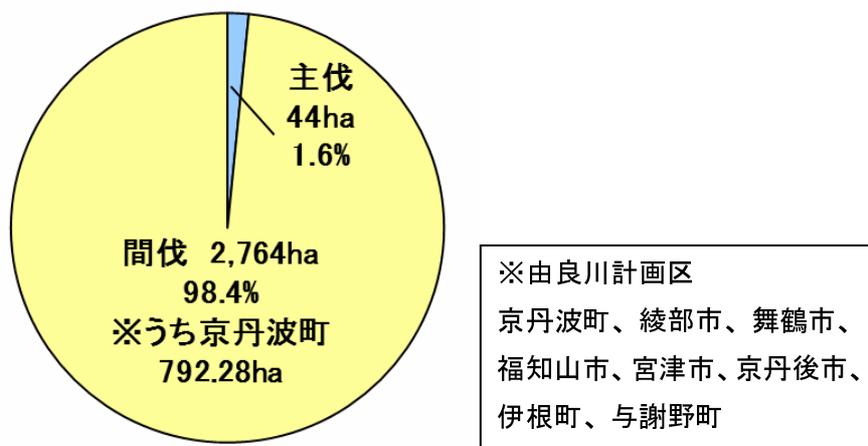
丹波広域基幹林道をはじめとする森林管理道や間伐に伴う作業道の開設等が行われているが、路網や大規模土場の整備等、木材流通施設・設備はまだ十分でない。

#### ■ 年度別間伐実績

年度	19	20	21	22	23
間伐面積 (ha)	512.2	601.67	613.27	669.60	792.28

資料：平成 24 年京都府林業統計

#### ■ 由良川計画区での年間伐採面積



資料：平成 24 年京都府林業統計

■ 京丹波町内の作業路網延長

区分	路線数	延長(km)	路網密度(m/ha)
基幹路網	120	156	6.2 (森林面積あたり)
細部路網 (森林作業道)	182	73	8.0 (人工スギ・ヒノキ林あたり)

資料：路網延長は平成23年京丹波町森林整備計画

森林面積は京都府森林簿(平成24年12月1日現在)

(参考)効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの考え方

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜 (0° ~15°)	車両系	40以上	60以上	100以上
中傾斜 (15° ~30°)	車両系	30以上	45以上	75以上
	架線系	10以上	15以上	25以上
急傾斜 (30° ~35°)	車両系	40以上	20以上	60以上
	架線系	10以上	5以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系	4以上	1以上	5以上

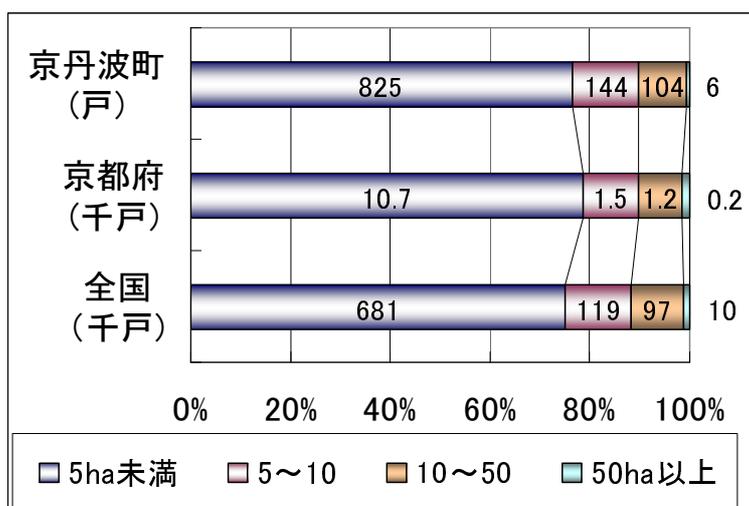
資料：平成23年京丹波町森林整備計画

## (4) 林業経営の状況

森林組合を主な担い手として、集約型施業の取組が進められているが、近年新たな担い手も参画し始めている。

森林所有者は小面積の所有者が多く、第1次産業就業者の高齢化が進むなど、所有者だけで山を整備することは難しくなっている一方、生産森林組合や一部の区などでは、勉強会やモデルフォレスト運動など、林家による林業経営を持続させる取組が続けられている。

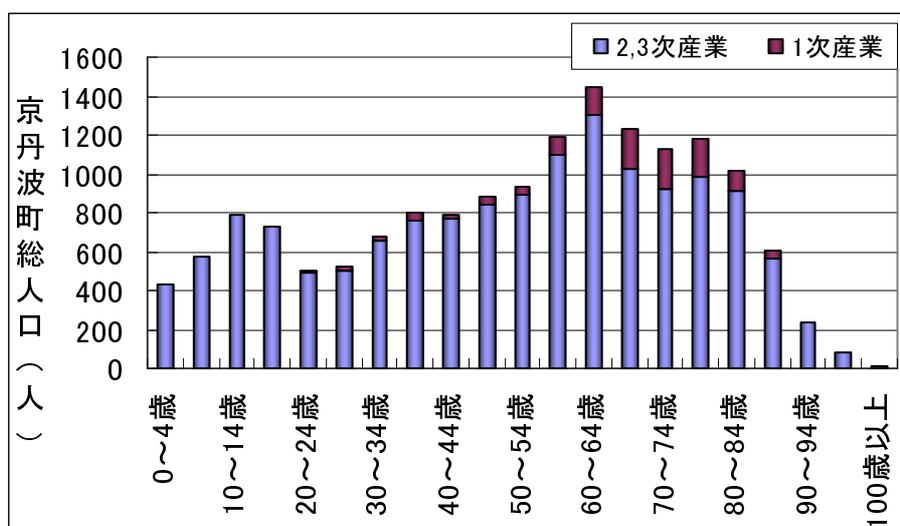
### ■ 私有林の保有山林面積規模別林家割合



※林家／保有山林面積が1ha以上の世帯

資料：平成23年度森林林業白書、2010年農林業センサス

### ■ 産業別就業人口の分布

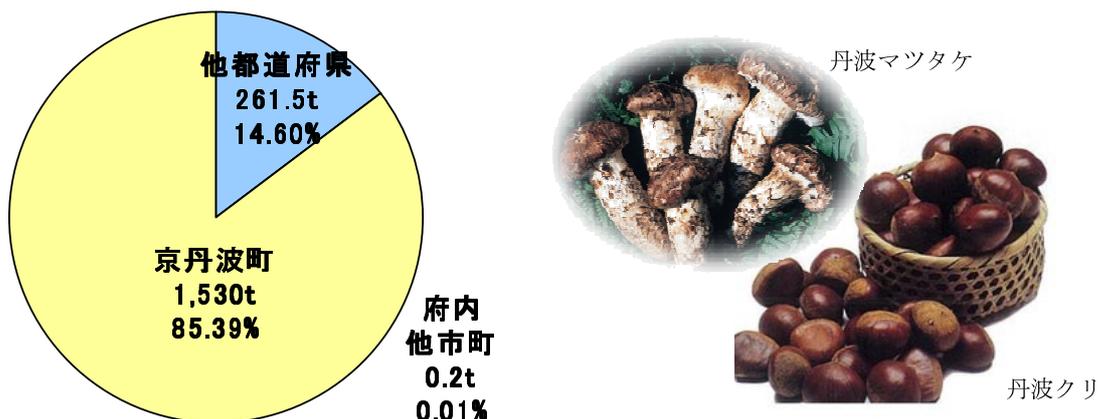


資料：平成22年国勢調査

## (5) 特用林産物の状況

ハタケシメジ、クリ、シイタケ、マツタケなどの特用林産物生産が盛んであり、クリやマツタケは、全国レベルのブランドイメージを有しており、その中でもスギ間伐材によるオガ粉を利用したハタケシメジは全国生産量の8割以上を占めている。また、ホンシメジの生産が本格的に始まろうとしている。

### ■ 全国ハタケシメジ生産量



資料：平成21年度実績（平成21年特用林産物生産統計調査、平成22年京都府林業統計）

## (6) 木材活用の状況

町内産木材のほとんどが町外に出荷されており、町内における活用は少ない。そのような中で、新たな取組としてバイオマス利用設備（薪ボイラー、薪ストーブ等）の導入が始まっている。

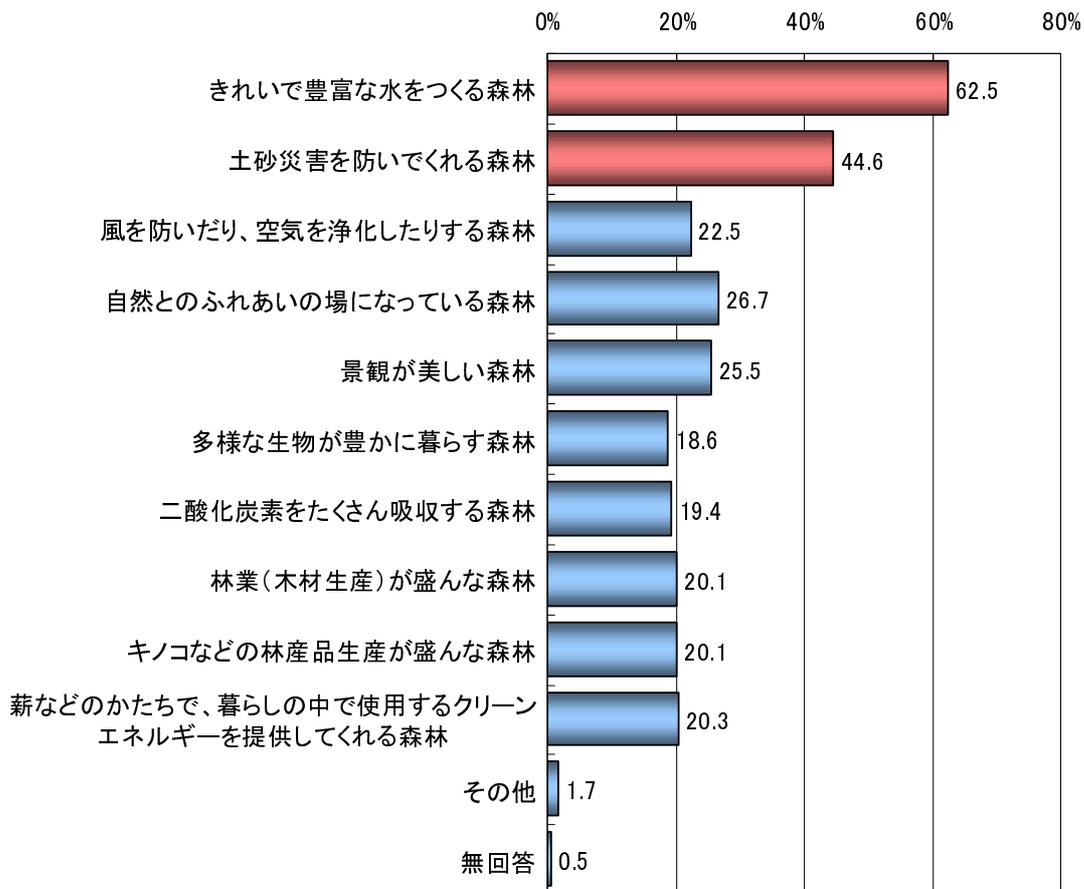


### 3 町民の森づくりへの意識

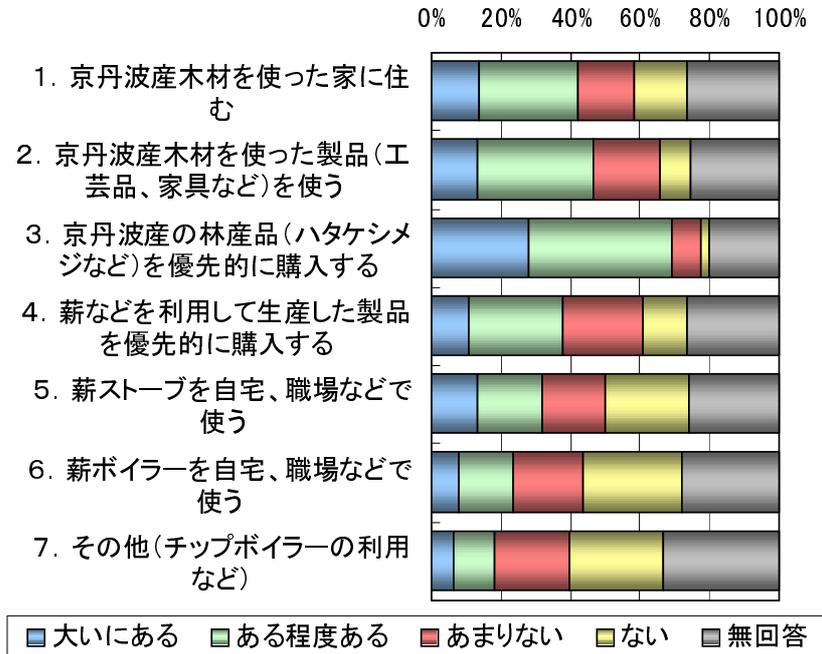
町民を対象に実施したアンケートの結果については次のとおりである。(平成 24 年 8 月、1,000 人無作為抽出、回答率 40.8%)

- 「きれいで豊富な水をつくる」、「土砂災害を防いでくれる」といった、町土を保全し、安心・安全を生む森林が期待されている。
- 町民は地元の林産品を使いたいという意欲が高い。
- 森林に関するイベントは、町内での実施数が少ないこともあり、参加したことがない人が大半であるが、林産品を使ったイベント等へは一定の割合で参加意欲がある。

■ 京丹波町の森林が将来どのようなようになってほしいか

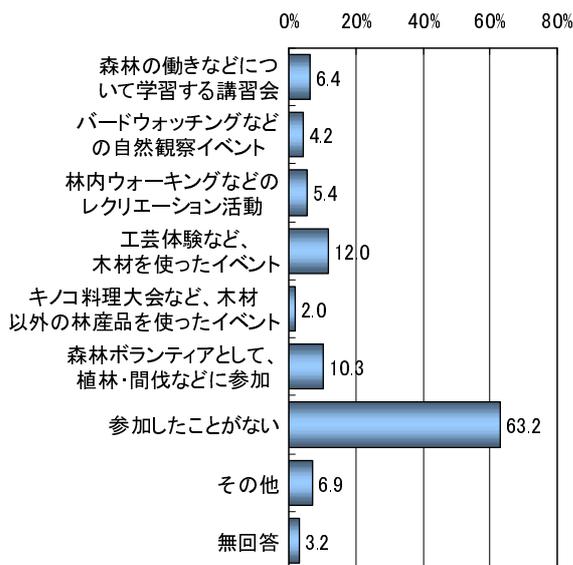


■ 木材利用に関する取組で今後行いたいこと

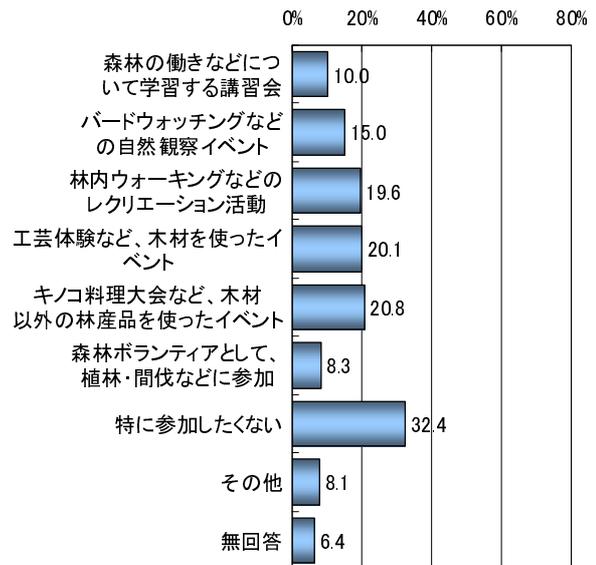


■ 森林に関するイベントへの参加実態・今後の参加意欲

参加したことがあるイベント



今後参加してみたいイベント



# 第3章 京丹波の森づくり構想

## 1 森づくりの将来像

京丹波の森づくりの将来像を「やすらぎを与え、豊かな暮らしを支える京丹波の森」と掲げ、自然を育み、町土を保全する「安心・安全」を生み出す森林、町の産業としての林業の活性化、森林資源を生かした地域振興、レクリエーションやイベントを通じた癒しの創出など「豊かな暮らし」を生み出す森林を町全体でつくり上げ、将来にわたる豊かな森づくりをめざす。

### やすらぎを与え、豊かな暮らしを支える京丹波の森



## 2 森づくりの目標

森林を整備・保全しながら様々な活用を行い、町民と森林が深くかかわりを持つ森づくりをめざす。

### ① 人工林の整備・保全

全体の約 60 パーセントを占める針葉樹のうち、スギ及びヒノキの人工林については、国の森林制度や施策等を活用した経営計画作成を推進し、それに基づき間伐、作業道整備等を実施することにより人工林の整備と利用の促進を図る。

造林適地においては、地形、地質等に適した効率的な植林、育林等の造林事業を推進し、優良な人工林の増加を図るとともに、造林不適地においては、針広混交林への誘導に努める。

そのために、森林組合、生産森林組合などの組織力をはじめ、「自らの山は自らで守る」という原点に立って、意欲ある林家や自伐林業グループなどにより森林整備を進めるとともに、既設の林道・作業道及び森林経営計画により整備した作業道等が活用できる地域林業の推進を図る。

### ② 天然林の保全・活用

天然林については、その機能に応じて有効な活用を図ることとする。

特に、里山や林道、作業道沿いなど搬出が比較的容易な天然林については、木質エネルギー等の資源として循環可能な利用をめざす。

奥山などの天然林については、適正に保全することにより、地球温暖化防止や水源涵養など多面的機能の向上を図ることとする。

### ③ 担い手の育成（就労の場づくり）

林業振興施策の推進により、担い手となる若者等の就労の場づくりをめざすとともに、林業従事者の育成を図る。

また、林業事業体の技術力の確保と向上をめざすとともに、自伐林業グループの育成を支援するなど林業の組織的取組の支援を図る。

#### ④ 特用林産物の生産拡大

古くから丹波ブランドとして名を馳せてきた丹波クリの生産拡大をはじめ、ハタケシメジ、ホンシメジ、シイタケ等キノコ類の生産振興を図り、ブランド力を高める。

将来のマツタケ増産をめざし、アカマツ林の育成、保全対策を始めていく。

#### ⑤ 木質資源の利用

京都府や近隣市のほか民間活力との連携を図り、建築用材等の流通体制等の確立をめざすとともにスギ、ヒノキ等人工林の未利用材、天然林など木質資源のエネルギーへの利用をめざす。特に、木質資源による発電について、広域連携等の中で検討していく。

森林を対象とした「CO2 排出量取引制度」について研究を進める。

また、木を使う生活をめざし、京丹波町内における薪、木炭など木質資源の循環型利用の仕組みづくりを進めていく。

#### ⑥ 生物の生息環境の保全(有害鳥獣対策の推進)

森林の適正な保全により多様な生物が生息できる環境を保全するとともに、バッファゾーン整備等により人と野生動物等の棲み分けを進める。

特に、野生動物による農林産物等への被害防止対策を強力的に推進する。

#### ⑦ 森林教育、レクリエーション等の推進

将来の森林の保全・育成を担う子どもたちをはじめ町民を対象にした森林・林業教育や啓発を推進するとともに、イベント等の実施を通じて森林・林業を考え親しむ機会をつくる。

日常的な森林保全対策として、民間企業等のボランティア活動によるモデルフォレスト運動を推進する。また、農地保全活動であるモデルファーム運動と連動させることにより、農山村環境全体の保全につなげる。

農業や観光と連携し、グリーンツーリズムや自然体験など観光レクリエーションの推進を図ることにより、交流人口の増加をめざす。

### 3 森づくりの方針

京丹波の森づくりに向けて、三つの方針を掲げ施策を展開する。

#### ～ 豊かで健全な森づくり ～

森林の多様な機能を発揮するために、林種ごとに適切な管理を実施し、豊かで健全な森をつくる。

#### ～ 次世代へ続く経営態勢づくり ～

将来にわたって健全な森をつくり、資源を安定的に供給していくため、適切な森林整備・保全の実施態勢をつくる。

#### ～ 木づかいの文化づくり ～

木材の需要拡大、特用林産物の振興をはじめ、森林そのものの活用に取り組み、町全体で森の資源を活用する「木づかい文化」をつくる。

## (1) 豊かで健全な森づくり

### <基本方針>

森林の多様な機能を発揮するために、林種ごとに適切な管理を実施し、豊かで健全な森をつくる。

- 森林は、木材等の生産のほか、山地災害の防止、地球温暖化防止や水源涵養など多くの機能を有している。これらの多面的機能を発揮するために、各地域の特徴を踏まえ、適切な管理を行い、豊かで健全な森づくりを進めていく。
- 町面積の約 83 パーセントを森林が占める京丹波町は、多くの人工林、天然林を有している。木材生産を主とするスギ・ヒノキ人工林や、京丹波町に特徴的なマツ林、景観や身近な自然とのふれあいを大切にする里山の天然林、自然生物豊かな奥山の広葉樹林など、地域の森林の種類に応じた適正な管理を実施する。

### <重点施策>

#### ○ 森づくり 1

##### 【スギ・ヒノキ林】 間伐の推進による人工林の適切な整備

木材等の生産のほか、山地災害の防止、地球温暖化防止や水源涵養など森林が持つ多面的機能の維持・向上のため、京丹波町森林整備計画に定める森林のめざすべき姿や施業方法に従い、森林の持つ機能や目的に合わせて人工林の適切な保全・整備を実施する。

##### ■ これまでの取組状況

###### (ア) 緑の公共事業

→ 高齢級林の間伐実施と間伐材の搬出

###### (イ) 公有林整備事業

→ 町行造林事業等による間伐、枝打ち等保育の実施

###### (ウ) 美しい森林づくり基盤整備交付金事業

→ 特定間伐等促進計画による間伐の実施

###### (エ) 森林整備加速化事業

→ 利用間伐や奥地等の条件不利な森林の整備を実施

(オ)「和知方式（森林組合）」による間伐実施

→原則、所有者負担なしで低コスト間伐を実施

(カ) 資本装備の充実

→プロセッサ、ウィンチ付グラップル、スウィングヤーダ等の高性能林業機械や4 t ダンプトラックなど、効率的保育間伐に必要な資本整備を随時実施

■今後の取組の方向性

森林所有者の意向をもとに、行政や森林組合等事業者と連携しながら現行の取組と自伐林業などにより、人工林の間伐等を促進する。また、新たな取組として、国の森林制度や施策を活用した人工林の適切な保全・整備に活用する「水源税」「森林環境税」等の検討や森林を対象とした「CO2 排出量取引制度」について研究を進める。

○ 森づくり2

【マツ林】アカマツ林の育成

丹波マツタケの生産量回復のため、アカマツ林の育成を図る。

■これまでの取組状況

松くい虫防除事業

→樹幹注入による松くい虫の防除

■今後の取組の方向性

樹幹注入による松くい虫防除のほか、抵抗性マツ苗木の利用等について、京都府森林技術センター等の研究機関と最新技術を共有することにより、アカマツ林の育成を推進する。

## ○ 森づくり3

### 【里山林】農村環境の保全

里山の天然林（広葉樹林）を適正に管理し、農村環境の保全を図る。

#### ■今後の取組の方向性

- (ア) エネルギー燃料の生産を目的とした広葉樹林の更新等の維持管理方策を検討するとともに、すでに一部地域で取り組まれている薪、木炭等に利用するクヌギ林の育成を町全体に広げていく。
- (イ) 里山林を「学習林」「体験林」等に位置づけ、京都府立林業大学校や観光レクリエーション施設等と連携した体験学習の場に利用できるよう整備を推進する。
- (ウ) NPO、ボランティア団体等との連携を通じて広葉樹林の保全管理を拡大する。
- (エ) ナラ枯れ被害防止対策を推進する。

## ○ 森づくり4

### 【奥山林】自然生態系の保護

奥山などの天然林等は、生物多様性の保全を行い、希少な野生生物が生育・生息できる環境をつくり、自然生態系を保護する。

#### ■今後の取組の方向性

- (ア) 「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づき、希少野生生物の保全、下層植生の復元等の生態系保全を行う。
- (イ) 貴重な動物の生息環境となっている森林については、保護・保全区域等の設定等を検討する。

## ○ 森づくり5

### 【全エリア】有害鳥獣対策の推進

農林産物等の有害鳥獣被害による農林業の経営意欲の低下を防ぐため、あらゆる手段による捕獲対策をいっそう強化し、有害鳥獣の大幅な個体数減少をめざすとともに、被害防止施設設置、バッファゾーン整備などによる被害防止対策を推進する。

#### ■これまでの取組状況

##### (ア) 有害鳥獣対策事業

→有害鳥獣被害防止施設設置（金網フェンス、電気柵等）、有害鳥獣捕獲体制の整備、広域有害鳥獣捕獲の実施、新規狩猟免許取得助成、有害鳥獣捕獲施設の設置、大型捕獲装置導入の実証等

##### (イ) 野生鳥獣被害総合対策事業

→有害鳥獣に対する捕獲強化、被害防止施設設置等地域防除力強化、生息環境整備（バッファゾーン整備）等

#### ■今後の取組の方向性

有害鳥獣の個体数を減らすため、捕獲隊（狩猟者）育成や行政区域を越えた広域捕獲の実施、大量捕獲装置の設置など捕獲対策を強化する。

あわせて、被害防止施設設置、バッファゾーン整備等生息環境の整備などによる被害防止対策を推進する。

実施にあたっては、関係機関と連携し、全国の先進事例を取り入れながら捕獲（個体数調整）、被害防止等の対策を総合的に推進する。

## (2) 次世代へ続く経営態勢づくり

### <基本方針>

将来にわたって健全な森をつくり、資源を安定的に供給していくため、適切な森林整備・保全の実施態勢をつくる。

- 豊かで健全な森づくりを推進し、森が持つ多くの資源を有効に活用するために、人、仕組み、設備など、森林整備・保全に向けた実施態勢を整える。
- 町内に開設された京都府立林業大学校との連携を強化することにより、次世代の林業の担い手を育成、確保する。
- 採算の取れる林業経営に向けて施業の集約化等に取り組む。
- 町内の森林を適正に管理・施業していくために、森林組合を中心とする林業に携わる事業者等担い手の育成と技術力確保、向上を図る。
- 低コストで効率的な施業を行うために、木材の搬出にかかる労力を低減させ、材の貯蔵や流通を効率的に行うための仕組みづくりを進める。

### <重点施策>

#### ○ 経営態勢づくり 1

##### 林業大学校との連携による担い手育成

林業の担い手の育成機関である京都府立林業大学校との連携を強化し、森林教育・研修の実施、就業支援など、次世代の担い手育成や地域住民の森づくりへの参加を促進する。

##### ■これまでの取組状況

京の森を守り育てる担い手 1,000 人づくり事業

→京都府立林業大学校における総合的な教育・研修、早期就業のための実践的研修等

##### ■今後の取組の方向性

(ア) 林業大学校の実習に町有林等町内の森林を提供し、学習の場に利用するとともに森林整備を推進する。

- (イ) 林業大学校との合同による U・J・I ターン者に対する技術研修、森づくり町民講座の実施等により、森林所有者や地域住民への技術提供を行い、林業の担い手の裾野拡大を図る。

## ○ 経営態勢づくり 2

### 採算の取れる林業経営の推進

経営計画の作成支援、地域林業の推進や林産物の 6 次産業化推進などにより、経営が成り立つ林業をめざす。

#### ■これまでの取組状況

森林整備地域活動支援交付金事業

→施業集約化、森林経営計画作成促進の促進等

#### ■今後の取組の方向性

- (ア) 施業の集約化や経営計画作成の促進とあわせて、森林整備に関する情報提供・技術研修、自伐林業グループの育成等の支援を行う。
- (イ) 木炭等林産品の生産・加工・販売の一体化を支援し、6 次産業化を推進することで、林業所得の向上をめざす。

## ○ 経営態勢づくり 3

### 林業事業者等の技術力向上

町内の森林を適正に管理・施業を推進するため、町の森林管理の中核を担う森林組合をはじめ林業に携わる事業者等担い手の技術力の確保と向上を図る。

#### ■これまでの取組状況

研修・技術講習の実施

→プランナーの養成、現場監督者等研修、機械操作・作業道開設技術講習、労働安全衛生研修の実施等

■今後の取組の方向性

森づくり計画と調和する森林整備を実現するため、技術研修等への支援を行う。

○ 経営態勢づくり4

木材の流通施設等の整備

低労働力・低コストによる森林施業を行うため、計画的に路網や土場の整備を推進する。

■これまでの取組状況

(ア) 丹波広域基幹林道開設事業

(イ) 森林管理道峰線開設事業、ダム関連治山事業、林道維持管理事業、林道災害復旧事業

■今後の取組の方向性

(ア) 地域全体として必要な路網を検討し、計画的に作業道等の路網整備を進める。

(イ) 京都府や近隣市のほか民間活力との連携を図り、山土場・大規模中間土場の整備、集荷・販売システム構築支援等により、木材の集出荷の効率化を図る。

### (3) 木づかいの文化づくり

#### <基本方針>

木材の需要拡大、特用林産物の振興をはじめ、森林そのものの活用に取り組み、町全体で森の資源を活用する「木づかい文化」をつくる。

- 林産品利用や「癒し」「憩い」の場としての利用を増やすため、森の資源を町全体で多面的に活用する「木づかい文化」をつくる。
- 京丹波町産木材の町内消費を促進するため、流通や販売経路の整備や利用支援制度の導入を行い、町内の施設や住宅等へ京丹波町産木材の利用を積極的に行う。
- 間伐材については、オガ粉に加工しキノコ栽培に活用するなどの取組を拡大・強化するとともに、畜産等農業への活用など循環利用を推進し、利用拡大を図る。
- 未利用材については、木質バイオマスエネルギーとして活用する取組を推進する。
- 丹波ブランドとして確立されているマツタケ、クリ等の特用林産物の生産振興を図る。ハタケシメジ、ホンシメジ、シイタケ等キノコ類については新たなブランド製品として生産・販売強化を進める。
- 森林機能を十分に活用したグリーンツーリズムや自然体験を推進し、森林教育や地域振興につなげる。

#### <重点施策>

##### ○ 文化づくり 1

###### 木材利用の促進

木材の需要拡大と地産地消の推進に向け、町内の公共施設や一般住宅などへの京丹波町産木材・木製品の利用拡大を図る取組を行う。

###### ■これまでの取組状況

###### (ア) 環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業

→ウッドマイレージ CO2 認証木材を一定量以上使用した住宅、店舗、事務所等の建築（新築及び増改築）に対し、その木材使

用量に応じた緑の交付金の交付を実施

(イ) 環境にやさしい京の木のふれあい推進事業

→林業・木材産業関係団体が行う木材利用啓発等の活動に対する支援実施

(ウ) ウッドマイレージ CO2 認証制度の導入

→緑の工務店、緑の設計事務所、京都府内産木材取扱事業者の公開

(エ) 「森の名手・名人」選定事業

→「森づくり」「森の恵み」「加工」「森の伝承・文化」の4部門から、優れた技を極め、他の模範となっている達人を「森の名手・名人」として選定

■今後の取組の方向性

(ア) 京丹波町産木材のブランド力強化を図る。

(イ) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律等に基づき、公共建築物の建築や改修において、京丹波町産木材の利用拡大を図る。

(ウ) 京丹波町産木材を使用した住宅の新築・改築費用に対しての助成制度等を検討する。

(エ) 京丹波町産木材の利用促進を図ることを目的として、公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針を定める。

(オ) 薪ストーブ等の助成制度をはじめ事例紹介や体験を通じて、木材利用推進の取組等を町民に広く伝えるなど、普及啓発活動を行う。

## ○ 文化づくり2

### 間伐材の循環利用促進

間伐材の利用拡大に向けて、間伐材を活用したオガ粉によるキノコ栽培を引き続き推進するとともに、使用後のオガ粉を堆肥として利用するなど、間伐材の循環利用を促進するための取組を行う。また、間伐材の新たな用途を検討し、幅広い産業における活用や町民による利用を促進する。

■これまでの取組状況

間伐材搬出奨励事業

→平成13年度地域林業経営確立林業構造改善事業により建設した  
特用林産物生産施設（ハタケシメジ）への間伐材の集材について  
補助

■今後の取組の方向性

- (ア) 土木用資材、梱包材、家具、園芸用資材、家畜用敷料、パルプ、チップ、ペレットなど、間伐材の建築用材以外への利用拡大を図る。
- (イ) 間伐材を工芸素材等として学校教育の教材に取り入れたり、体験教室を開催したりするなど、身近な利用を啓発する。

○ 文化づくり3

エネルギー利用の促進

公共施設や一般住宅における薪ストーブ等の木質バイオマスエネルギーの利用を推進する。

さらに、発電をはじめとする新たなバイオマス活用方法の検討を行う。

■これまでの取組状況

木のぬくもり活用推進事業

→木質資源（間伐材等）による地域循環型の仕組みづくりの構築をめざし、実証実験として公共施設へ薪ボイラー、薪ストーブを設置

■今後の取組の方向性

- (ア) 家庭用薪ストーブの導入支援などにより、木質バイオマス利用を促進する。
- (イ) 京都府や近隣市のほか民間企業と連携し、木質バイオマス発電についての研究・検討を行う。

## ○ 文化づくり4

### 特用林産物のブランド力の強化

丹波クリの生産拡大をはじめ、ハタケシメジ、ホンシメジ、シイタケ等キノコ類の生産振興を図り、農業の取組と連携して特用林産物のブランド力を高める。

生産から加工、流通、販売まで総合的な展開を図るための仕組みづくりを進めるとともに、地産地消や道の駅等を拠点とした消費者に直接販売する仕組みづくりに取り組む。

#### ■これまでの取組状況

##### (ア) 京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業

→食のキャラクター制定、食の祭典の開催、食の京丹波推進の店登録制度の制定、農業体験等都市農村交流の推進

##### (イ) インターネット等による情報発信(PR)事業

→食の京丹波推進の店を登録、インターネット等による情報発信

##### (ウ) 特用林産物 PR イベントの開催

→京都丹波くりまつり、京都府丹波くり品評会など

#### ■今後の取組の方向性

(ア) 地元の農産物を利用した商品づくりの取組などと連携して、特用林産物を活用した新規商品開発を支援する。

(イ) 各地の観光施設、道の駅等を拠点として、開発した商品の流通・販売ルート確立の支援や情報発信によるブランドイメージアップを図る。

(ウ) 商品の開発から流通・販売までコーディネートのできる人材の育成を支援する。

## ○ 文化づくり5

### 教育・観光レクリエーション等の推進

森林教育やグリーンツーリズム、自然体験など、森林の美しい景観、自然体験施設などを生かしたイベントや取組を行い、森林を活用した文化の育成、地域の活性化を促進する。

## ■これまでの取組状況

### (ア) 観光施設の管理運営事業

→グリーンランドみずほ、ウッディパルわち、琴滝公園、質志鐘乳洞公園、わち山野草の森、自然双生運動公園、長老ヶ岳(登山コース・森林公園・七色の木)などにおける自然体験施設の整備

### (イ) モデルフォレスト運動

→和田区・質美北久保区における植樹等のモデルフォレスト運動

### (ウ) 地域産材活用イベントの開催

→府内産木材もくもくコンクール(木工作品)と展示

## ■今後の取組の方向性

(ア) 森林公園(町民の森)等で、新緑や紅葉等が美しく、野鳥や昆虫が好む樹種を植樹するなど、美しい景観や多様な生物とのふれあいの場の創造を図る。

(イ) モデルフォレスト運動の参加地域・企業を拡大し、交流人口の増加をめざす。また、農地保全活動であるモデルファーム運動と連動させることにより、農山村環境全体の保全につなげる。

(ウ) 森で採れる収穫物の調理体験、「森の恵みメニュー」の考案や木工体験教室、自然観察ツアーなど、森や林産物に親しみ、学ぶイベントを開催し、森林・林業教育や啓発、観光レクリエーションを推進する。また、地域の名木の保全等、身近なところから木に親しむ取組を進める。

## 第4章 京丹波の森づくりに向けて

森林・林業に関する各種施策は相互に影響しあうため、総合的に実施することにより、大きな効果が期待できる。このため、森づくりに向けた取組の実施にあたっては、森づくりの三つの方針に従い、重点施策を有機的に組み合わせたプロジェクトの立ち上げを検討する。また、プロジェクトでは様々な主体が協働して、積極的に森づくりに携わることをめざす。

森づくりに向けたプロジェクトイメージと重点施策

方針	重点施策	プロジェクトイメージ			
		1 木の家づくり プロジェクト	2 巡って使うプ ロジェクト	3 京丹波ブラン ドプロジェク ト	4 森のぬくもり プロジェクト
豊かで健 全な森づ くり	森づくり 1	○			
	森づくり 2			○	
	森づくり 3				○
	森づくり 4				○
	森づくり 5			○	
次世代へ 続く経営 態勢づく り	経営態勢 づくり 1	○			○
	経営態勢 づくり 2	○		○	○
	経営態勢 づくり 3	○			
	経営態勢 づくり 4	○			
木づかい の文化づ くり	文化 づくり 1	○			
	文化 づくり 2		○		
	文化 づくり 3				○
	文化 づくり 4			○	
	文化 づくり 5				○

次ページ以降では、森づくりに向けたプロジェクトの例を挙げる。

## プロジェクトイメージ1 「木の家づくりプロジェクト」

京丹波町で生産される木材を使った家づくりや日々の生活で使う家具などへの京丹波町産の木製品活用を推進することで、木を使う文化を醸成し、木材の需要拡大や地産地消の推進をめざす。これにより、木材の需要が拡大し、地域の林業の活性化や、それに伴う適切な森林整備の実施による、健全な人工林づくりが期待される。

川上側の取組として、森林所有者、森林組合、林業大学校、京都府、京丹波町などが連携し、間伐の推進や森林整備にかかわる担い手を育成する。また、高品質な木材を安定供給するため、効率的な木材流通の仕組みづくりや京丹波町産木材のブランド化をめざす。

川下側の取組として、木材取扱事業者などを巻き込み、木の家の良さのPRや京丹波町産木材を使った家づくりを促進するほか、施設・住宅の内装や備品について京丹波町産木材を積極的に活用する。

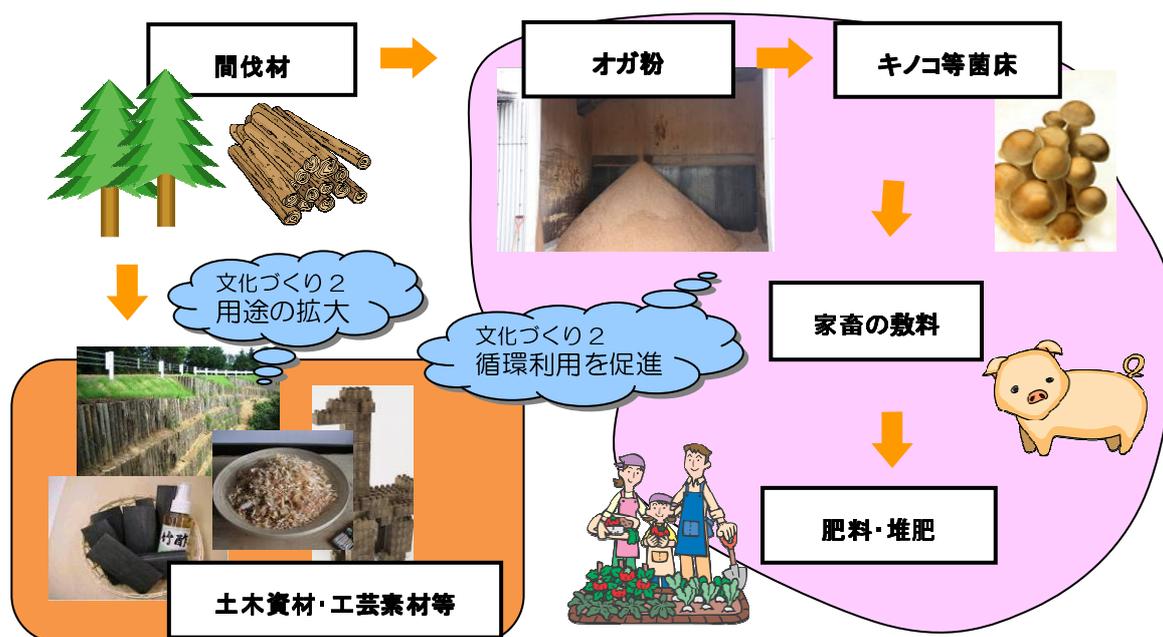


## プロジェクトイメージ2 「巡って使うプロジェクト」

間伐材を活用したオガ粉によるキノコ栽培、使用済オガ粉の堆肥化などの循環的な利用をはじめとした様々な間伐材の用途の拡大により、間伐材の需要拡大をめざす。これにより、キノコ生産などの関連産業の活性化や建築用材以外にも間伐材の需要を拡大することによる地域の林業の活性化、それに伴う適切な森林整備の実施による健全な人工林づくりが期待される。

川上側の取組として、建築用材以外の流通の仕組みづくりなどを行う。需要拡大に応じた間伐の促進、間伐材の安定供給を「木の家づくりプロジェクト」と連携して行う。

川下側の取組として、現在も取り組まれているキノコ生産を起点とした循環利用を一層促進するとともに、新たな間伐材の用途、販路拡大、工芸素材等の身近な利用啓発を図る。

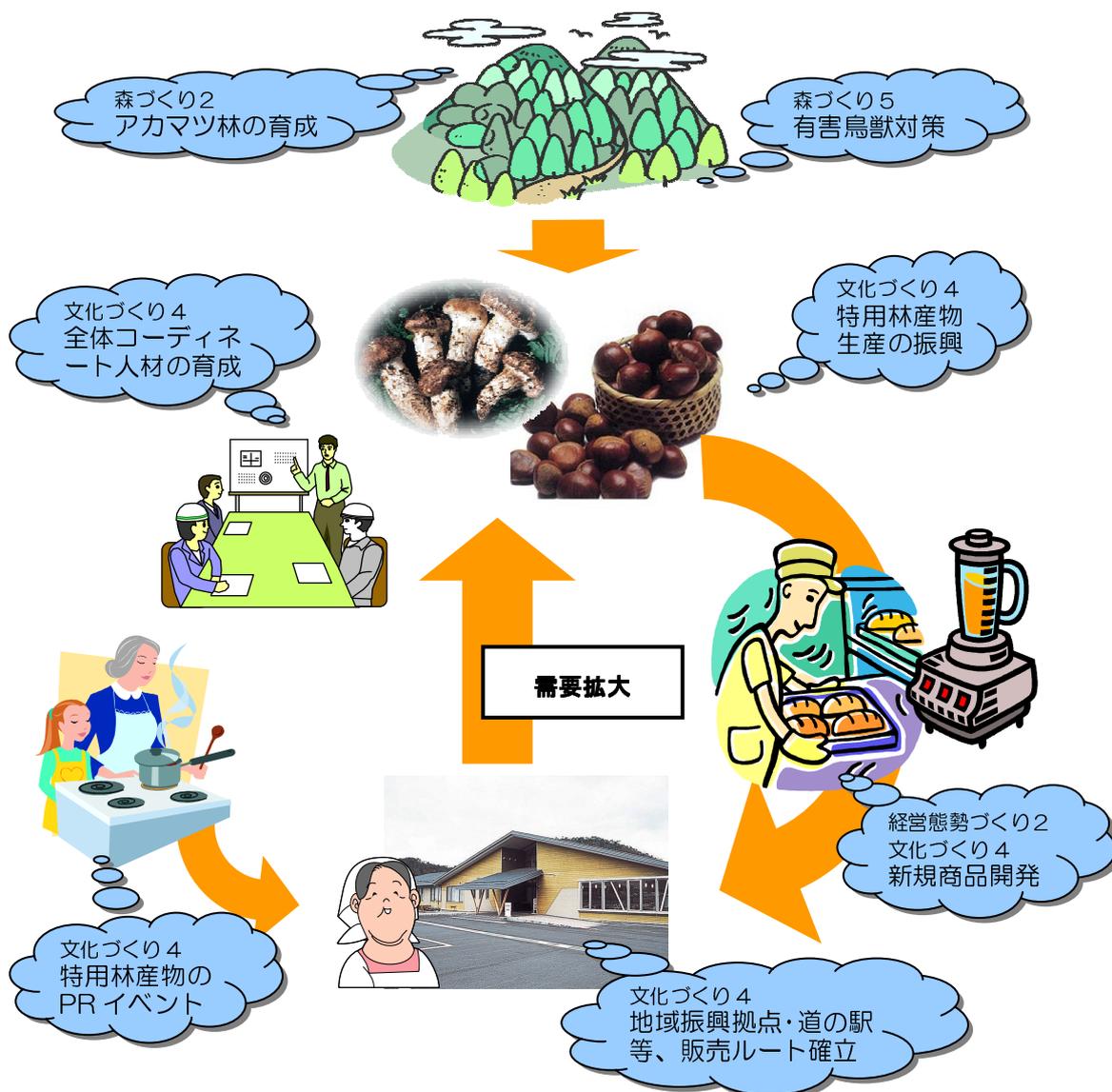


### プロジェクトイメージ3 「京丹波ブランドプロジェクト」

地元野菜の生産振興の取組などと連携して、マツタケ、クリ、菌床シイタケ、ハタケシメジ、ホンシメジ等の特用林産物の「京丹波ブランド」を強化する。地域での特用林産物の需要拡大を図り、生産から加工、流通の振興をめざす。これにより、それぞれにかかわる地域の産業振興、地域社会の活性化が期待される。

川上側の取組として、特用林産物生産に対する支援、新規商品開発、観光施設等を拠点とした販売ルート確立、生産・加工・流通をトータルでコーディネートできる人材の育成などを図る。また、特用林産物生産をはじめ農林業に多大な影響を与える有害鳥獣対策、森林病虫害対策などとして森林整備を進める。

川下側の取組として、地元野菜のブランドPRイベント、地域の交流事業などともタイアップしながら特用林産物のPRを行う。



## プロジェクトイメージ4 「森のぬくもりプロジェクト」

森林の環境教育、レクリエーション等への活用、ボランティア等による里山整備、薪等の木の燃料の活用などを進める。住民が自然とふれあい、木の燃料を日常的に利用することで、木に親しみ、森のぬくもりを生活に取り入れた豊かな暮らしを実現するとともに、町内外の住民の力を生かした森づくりをめざす。これにより、様々な立場の人が楽しみながら森づくりに参画し、山村を訪れることによる地域社会の活性化、整備の遅れている里山林などの環境整備、未利用材の需要拡大が期待される。

川上側の取組としては、里山林の自然体験施設整備や奥山林の景観保全を進め、環境教育、憩いや観光レクリエーションに活用する。森づくりの人材育成を進め、里山の整備や薪づくりには、森林所有者をはじめ、森林組合、NPO、ボランティアが協働する仕組みをつくる。また、モデルフォレスト運動を推進し、都市と山村の交流を図る。

川下側の取組として、町の教育・観光施策と連動し、自然観察や木工体験イベントなどを開催する。また、薪を使ったストーブ、ボイラーなどを町全体で積極的に利用する。



## 資料

---



# 1 森づくり基本計画策定委員会

## 京丹波町森づくり基本計画策定委員会設置要綱

平成 24 年 6 月 5 日

告示第 44 号

(設置)

第 1 条 京丹波町森づくり基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について協議するため京丹波町森づくり基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から構成し、町長が委嘱する。

(1) 町議会が推薦する議員

(2) 町内関係団体が推薦する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は、委員会の設置目的の達成をもって終了する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員会の職務)

第 3 条 委員会は、基本計画策定に関し必要な事項の協議を行う。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、専門的知識が必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。

## 京丹波町森づくり基本計画策定委員会 委員等名簿

(敬称略)

[委員]

区 分	氏 名	所 属、役 職 等
京丹波町議会が推薦する者	松村 篤郎	京丹波町議会議員 (産業建設常任委員会 副委員長)
町内関係団体が推薦する者	四方 敏一	京丹波町区長会 副会長
	梅原 久弘	京丹波森林組合 代表理事組合長
	岩田 哲	質美財産区管理会 会長
	今西 正	京丹波町生産森林組合連絡協議会 会長
学識経験者	上田 秀男	前京都府議会議員 (農商工労働常任委員会) 京都府立林業大学校地域連携協議会 会長
	木村 祐一	京都府立林業大学校 副校長
町長が必要と認める者	山内 哲夫	モデルフォレスト活動協定者 (北久保区長)
	春田 千代美	京丹波町女性の会 副会長
	大西 好美	京丹波町消費生活グループ 代表
	荻野 義教	瑞徳農林株式会社 製造 2 課長
	澤井 俊秀	京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室 副室長

■委員長 / 上田 秀男

■副委員長 / 松村 篤郎

[庶務]

氏 名	所 属、役 職 等
野間 広和	京丹波町参事 (事業担当)
久木 寿一	京丹波町産業振興課長
橋本 賢二	京丹波町産業振興課農林振興係長
下村 邦喜	京丹波町産業振興課主査

## 京丹波町森づくり基本計画策定委員会 審議経過

期 日	会 議 名	内 容
平成 24 年 8 月 6 日	第 1 回委員会	委嘱状交付、委員等紹介、委員長及び副委員長の選任、計画策定スケジュール等の確認、森づくりの現状について（講演・審議）、住民アンケート調査内容の審議
10 月 4 日	第 2 回委員会	住民アンケート結果の検討、「京丹波の森づくり構想（森づくりの将来像）」（案）の審議
10 月 24 日	関係機関ヒアリング	京丹波森林組合
	関係機関ヒアリング	京丹波町生産森林組合連絡協議会
11 月 30 日	関係機関ヒアリング	京都府南丹広域振興局 （農林商工部森づくり推進室林業振興担当）
12 月 14 日	第 3 回委員会	「京丹波の森づくり構想（森づくりの方針）」（案）の審議
平成 25 年 1 月 28 日	調整会議	「京丹波の森づくり構想（森づくりの目標）」（案）の検討
2 月 8 日	第 4 回委員会	「京丹波の森づくり構想」（案）の審議
3 月 22 日	第 5 回委員会	「京丹波の森づくり構想」（案）の検討、「京丹波の森づくりに向けて」（案）の審議
4 月 24 日	第 6 回委員会	計画書のまとめ

■委員会／6回

■調整会議／1回

■関係機関ヒアリング／3回

平成25年4月24日

京丹波町長 寺 尾 豊 爾 様

京丹波町森づくり基本計画策定委員会

委員長 上 田 秀 男

京丹波町森づくり計画について（報告）

このたび、京丹波町森づくり基本計画策定委員会において、別添のとおり「京丹波町森づくり計画」を取りまとめましたので報告いたします。

この計画は、平成24年8月6日付けで町長から委嘱を受けた委員12人が、6回にわたる会議等において慎重に協議・検討を行い、会議で出された様々な意見を踏まえた中で、京丹波町の森林・林業の方向として取りまとめたものです。

町面積の83パーセントを占める森林は、本町のまちづくりの基盤であります。今後は、森づくりの将来像「やすらぎを与え、豊かな暮らしを支える京丹波の森」の実現に向けて、森づくりを町の重要施策として位置づけ、山林所有者をはじめ林業関係者、町民が一体となって森林を守り育て、活用する様々な取組を推進していただき、町土の保全、産業としての林業の活性化、森林資源を生かした地域振興などが図られることを願って報告いたします。

## 2 用語説明

### ■あ行

**ウィンチ付グラップル** (25 ページ) / グラップル (木材をつかんで荷役を行う林業機械) にウィンチ (巻き揚げ機) が付いた林業機械。

**ウッドマイレージ CO2 認証木材** (31 ページ) / 京都府産木材認証制度において「京都府産木材証明書及びウッドマイレージ CO2 計算書」の発行された木材。ウッドマイレージ CO2 とは、木材の輸送にかかるエネルギー量を CO2 排出量に換算したもの。

### ■か行

**架線系作業システム** (15 ページ) / 林内に架設した架線に取り付けた搬機等を移動させ、木材をつり上げて集材するシステムのこと。

**下層植生** (11 ページ) / 林内の下草など植物集団のまとまりのこと。表土の流出を防ぎ、土壌を保持する働きがある。

**京都府立林業大学校** (28 ページ) / 京丹波町内に平成 24 年に開校した西日本唯一の林業専門の大学校。実践的な技術・知識を身に付けて第一線で活躍できる人材の育成、森林保全活動から野生鳥獣害対策まで幅広い地域活動を支える公共人材の育成、森林組合等林業事業者の経営力の向上を支える人材の育成を目標としている。

**クリーンエネルギー** (18 ページ) / 電気や熱などに変えても二酸化炭素や窒素酸化物などの物質を排出しない、または排出量が少ないエネルギーのこと。一般的に、太陽光、風力、バイオマスなどのエネルギーを指すことが多い。

**グリーンツーリズム** (22 ページ) / 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

**経営計画** (21 ページ) / 森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、森林の施業及び保護について作成する 5 年を 1 期とする計画。自らが経営する一体的なまとまりのある森林を計画の対象とし、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じ、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とする。

### ■さ行

**再生可能エネルギー** (1 ページ) / 太陽光、風力、水力、地熱、動植物から生まれる生物資源であるバイオマスなど、エネルギー源として持続的に利用することができるエネルギー。資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時などに地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど

排出しない優れたエネルギーとして導入が進められている。

**CO2 排出量取引制度** (22 ページ) / 森林整備や企業の省エネ対策などによって生まれる CO2 (二酸化炭素) の排出削減量を大規模排出者などが購入し、削減目標の達成や CSR (企業の社会的貢献) などに役立てる制度。京都府では、平成 23 年 10 月から京都版 CO2 排出量取引制度を運用している。

**自伐林業** (21 ページ) / 森林所有者が、伐採、搬出、集材などの施業を事業体などに委託せず自ら行うこと。

**車両系作業システム** (15 ページ) / 林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を活用しながら木材を集材、運搬するシステムのこと。

**針広混交林** (21 ページ) / 針葉樹と広葉樹が混生する森林。一般に、同一の針葉樹だけの単層林より、水源涵養や土壌保全、生物多様性の保全などの機能に優れている。

**森林環境税** (25 ページ) / 森林の整備を主な目的とした課税制度。都道府県等の地方自治体で独自課税を行っているところが多く、平成 24 年度までに 33 県で導入されている。

**水源税** (25 ページ) / 森林の整備を主な目的とした課税制度の一つ。特に森林の水源涵養機能に着目し、その機能の回復・維持等のために森林を管理する費用の一部を受益者が負担するもの。

**スウィングヤーダ** (25 ページ) / 建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

**生物多様性** (26 ページ) / 豊かな個性を持つ様々な生物が存在していること。森林、里地、河川など様々なタイプの環境がある生態系の多様性、多種多様な生物が生息する種の多様性、同じ種の中でも形や模様などの個性を持つ遺伝子の多様性がある。

**施業の集約化** (28 ページ) / 複数の森林所有者が持つ小規模な森林を集約化し、効率的な森林整備を行うこと。

**粗孔隙** (11 ページ) / 土壌中の様々な大きさの孔隙 (すき間) のうち、重力に従って水が下に移動できる大きな孔隙。

## ■た行

**団粒構造** (11 ページ) / 土壌の粒子が結合して一つのかたまりを作り、それが結合し集合体になり、一体の土壌を構成している状態。団粒構造が発達した土は、保水性、通気性、通水

性に優れ、植物の根の発達に適している。

**中丸太** (6 ページ) / 丸太の最小径が 14 センチメートル以上 30 センチメートル未満の素材。

**抵抗性マツ** (25 ページ) / マツ枯れの原因となるマツノザイセンチュウに対して、抵抗性を持つマツの総称。

**特用林産物** (17 ページ) / 森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。食用とされるマツタケ、シイタケなどのキノコ類、クリなどの樹実類、山菜類、竹材、木炭などが含まれる。

## ■は行

**バッファゾーン** (22 ページ) / 人の生活環境地と害区域と有害鳥獣生息地との間の緩衝帯。見通しを良くするなどして野生動物が侵入しにくくする。

**フォレスター** (3 ページ) / 市町村の森林整備計画策定、森林行政の実行支援などを通じ、地域の森づくりの支援や森林所有者への指導などを行う人材。

**プランナー** (29 ページ) / 森林施業プランナー。小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった「森林経営計画」の作成の中核を担う人材。

**プロセッサ** (25 ページ) / 林道や土場などで集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。現在、日本で最も普及している高性能林業機械。

**複層林** (11 ページ) / 林齢や樹種の違う木で構成される複層状態の林。大きな木を伐採しても小さな木が残り、常に林地が樹木で覆われるため、水源涵養などの様々な機能を持続的に発揮できる。

## ■ま行

**緑の工務店** (32 ページ) / 京都府産木材認証制度において登録された環境にやさしい地域材を使う工務店。

**緑の設計事務所** (32 ページ) / 京都府産木材認証制度において登録された環境にやさしい地域材を使う設計事務所。

**木材自給率** (5 ページ) / 木材の総需要量（丸太換算）に占める国産材の割合。

**木質バイオマス** (3 ページ) / 再生可能な生物由来の有機性資源 (石油、石炭などの化石燃料は除く。) の中で、木材からなる資源。樹木の伐採などを行うときに出る枝、葉などの林地残材や未利用の間伐材のほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝せんていなどが含まれる。

**モデルファーム運動** (22 ページ) / 住民、ボランティア、企業、行政などが協働し、地域だけの活用が困難な耕作放棄地などに対して、農地の有する多面的機能を維持・保全していく運動。

**モデルフォレスト運動** (16、22 ページ) / 住民、ボランティア、企業、行政など、森の恵みを受ける人々が協働して森を守り育む、持続可能な地域づくりの実践活動。

## ■ や行

**山元立木価格** (7 ページ) / 立木のままの林木価格をいい、立木の利用材積あたり販売価格。一般に、最寄りの木材市場渡しの丸太価格から伐採や搬出等による諸経費を差し引いた価格をいう。

## ■ ら行

**6次産業化** (29 ページ) / 第1次産業の従事者が、第2次産業や第3次産業にも取り組むこと (1次産業×2次産業×3次産業=6次産業)。農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなどに取り組むことで、農山漁村の雇用・所得の確保、振興を図るもの。





京丹波町  
森づくり計画